

人権相談の現場から

女性に関する人権相談

相談

夫と幼い子どもとの3人暮らし。夫は、些細なことでアザが残るほど殴ったり蹴ったりする。お金も自分で管理しており、生活費を入れてくれない。行動を逐一監視し、言葉で罵倒したり脅したりする。夫からの暴力に耐えられない。子どもを連れて家を出て、安心して暮らしたい。

夫とは再婚で、前妻とも暴力が原因で離婚した。夫を頼もしい人と思い結婚するが、結婚後すぐに暴力が始まった。子どもが生まれてから、夫の暴力がますます激しくなってきた。自分の実家は、もともと結婚に反対していたので、支援を得にくい。結婚前に就労経験があるので働くこともできると思うが、今は家を出るための蓄えも無い。夫は子どもに執着している。でも、もうこれ以上辛抱できない、子どもも夫に怯えている。今の生活を続けることは子どもにとっても良くない、との思いで相談に来た。

対応

母子生活支援施設の情報提供をした後、最寄りの配偶者暴力相談支援センターを紹介。同施設で一時保護と保護命令について情報提供した後、継続相談を続けた。

しかし、危険な事態となり相談者も希望したため、母子で女性相談センターの一時保護となった。相談者が裁判所に保護命令を申立て、夫に対して相談者と子への接近禁止命令が発令された。その後、地元自治体を通して母子生活支援施設に入所。現在は施設から自立に向けて就労しながら、法律扶助の団体を通して弁護士を委任し、夫と離婚交渉を進めている。

身体的暴力により危険な場合は、緊急保護と警察対応が必要である。しかし、今回は、繰り返し暴力を受けてきたことから精神的なダメージはうかがえたが、自分で問題を解決していきたいとの姿勢がはっきりしており、相談者の状況に沿って、利用できる適切な資源を情報提供することと、機関による支援の連携が課題となつた。

一般的には、さまざまな理由で現状からの脱却を躊躇せざるを得ない相談者も少なくない。その場合には、機関による粘り強い関わりが必要になってくる。また、根本的な解決のためには、加害者をつくらない取組みが必要である。

相談窓口

「ひとりで悩まないで!」 相談窓口(2010年3月現在)

	相談窓口	電話番号	相談時間等
配偶者暴力相談支援センター	大阪府女性相談センター (ドーンセンター内)	06-6949-6022 06-6946-7890	午前9時から午後8時(祝日は除きます)
	大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277	
	大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012	
	大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049	
	大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077	
	大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065	
	大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794	
クレオ大阪(大阪市立男女共同参画センター) 女性総合相談センター		06-6770-7730	火～土:午前10時から午後8時30分 日・祝日:午前10時から午後4時
堺市各区役所地域 福祉課「女性相談」	堺区役所	072-228-7477	
	中区役所	072-270-8195	
	東区役所	072-287-8112	
	西区役所	072-275-1912	
	南区役所	072-290-1812	午前9時から午後5時30分(土・日・祝日は除きます) (女性相談員は月～水・金曜日、堺区は月～金曜日の午前9時～午後4時)
	北区役所	072-258-6771	
美原区役所	072-363-9316		
大阪府警察本部	性犯罪被害相談(ウーマンライン)	06-6941-0110	午前9時から午後5時(土・日・祝日は除きます)
	ストーカー110番	06-6937-2110	24時間受付